

※この資料の内容は令和3年度に実施予定のものであり、予算成立後に決定するため、内容が変更になる場合があります。

令和3年度 山形県住宅支援制度説明会



県土整備部建築住宅課

令和3年3月

(1) 令和3年度山形県住宅支援制度について

- ① 概要
- ② 住宅新築支援
- ③ 中古住宅取得支援
- ④ 持ち家リフォーム支援
- ⑤ 賃貸住宅リフォーム支援

(2) 住宅関連施策について

- ① やまがた健康住宅認証制度
- ② その他

(1) 令和3年度山形県住宅支援制度について

① 概要

(1) 令和3年度山形県住宅支援制度について

② 住宅新築支援

R3年度の見直し内容



令和2年度山形の家づくり利子補給

名称変更

令和3年度やまがたの家需要創出事業(住宅新築支援)

見直し1 : 世帯要件を**撤廃**

見直し2 : 利子補給額最大**約70万円**のタイプを**270戸(先着順)**

見直し3 : 施工者を県内事業者**に限定**

見直し4 : 県産木材使用量の**緩和**

見直し5 : 対象となる住宅ローンを10年以上**50年以内**に**拡充**

対象者



以下の3項目すべてを満たす方が対象

- ①県内に自ら居住するために住宅を新築する方で、
所得が1200万円以下の方
(利子補給の申込みは1住宅につき1人、1ローン契約に限る。)
- ②返済が確実にできる方
(融資は各金融機関の基準により決定される。)
- ③令和4年3月31日までに住宅ローンの契約ができる方

支援対象住宅と利子補給額



共通要件

- ・ 耐久性基準（劣化対策等級3）及び省エネ基準（断熱等性能基準4
又は一次エネルギー消費量等級4）
※住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準による
- ・ 施工者は県内に住所を有する個人事業者、県内に本店又は主たる事務所を有する法人事業者

住宅タイプ	要件	利子補給対象上限	補給率 利子補給額	募集戸数
やまがた健康住宅型	やまがた健康住宅の認証 県産木材使用（50%以上）	1,750万円	0.5%	270戸
県産木材多用型	県産木材使用 （100%以上）		最大約70万円	

募集期間等



募集期間（予定）
令和3年4月2日(金)～令和4年2月28日(月)
【先着順】

※募集期間が満了する前の申込数が募集戸数に達した場合は募集を終了

申込窓口

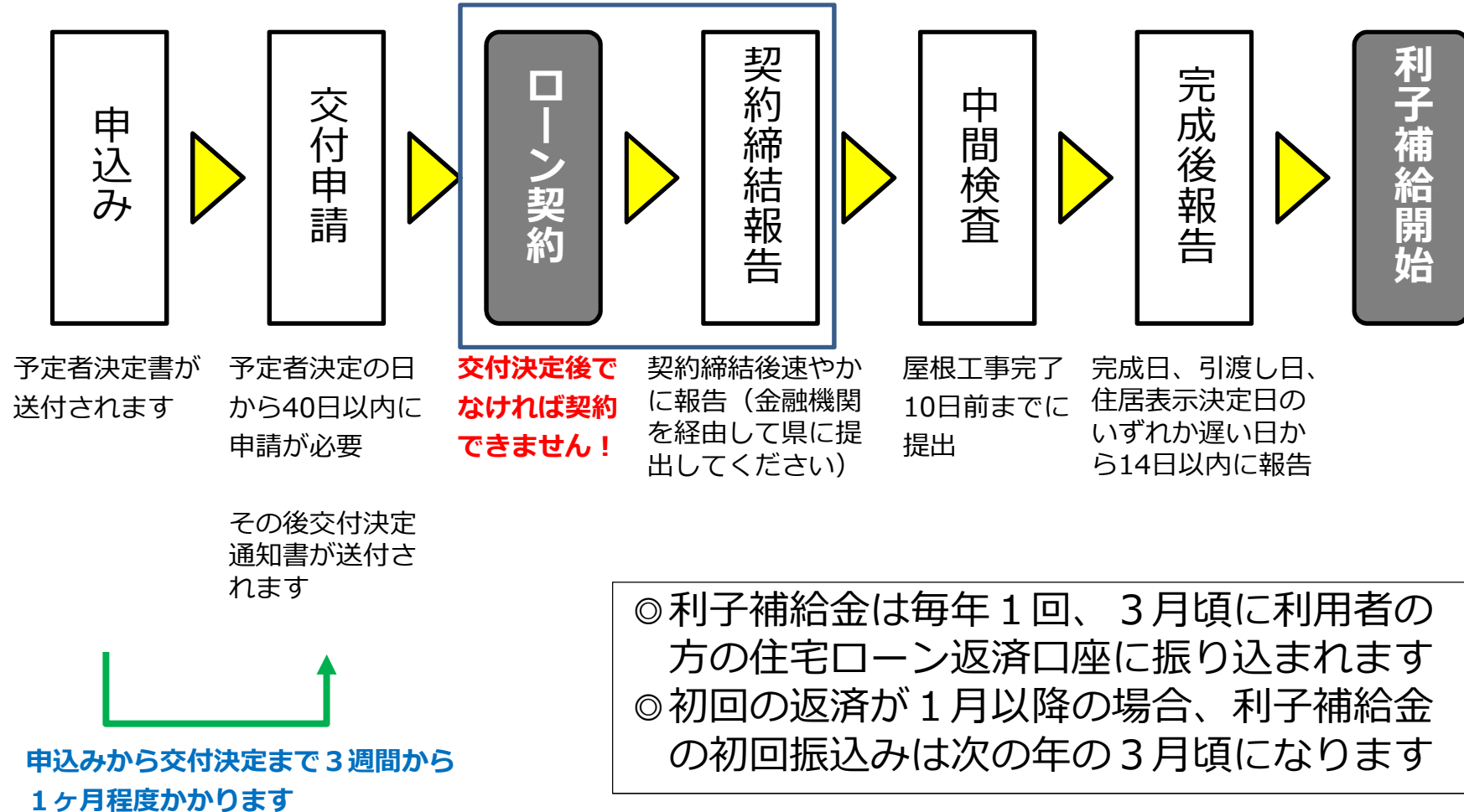
建設地又は住宅所在地を所管する総合支庁（本庁舎）建築課

村山総合支庁建設部建築課	山形市鉄砲町2-19-68
最上総合支庁建設部建築課	新庄市金沢字大道上2034
置賜総合支庁建設部建築課	米沢市金池7-1-50
庄内総合支庁建設部建築課	三川町大字横山字袖東19-1

手続きの流れ



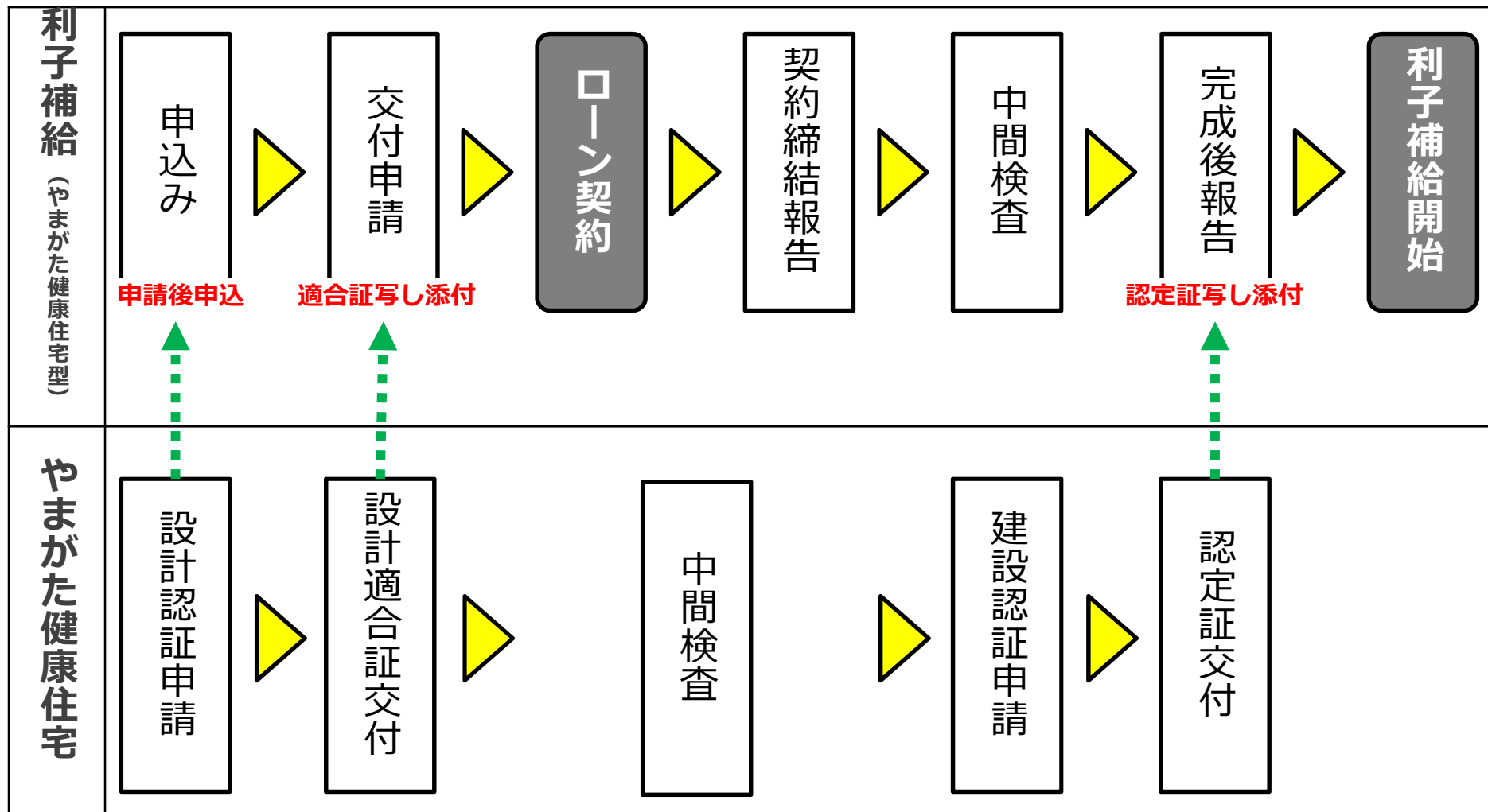
※ローン契約の時期により、中間検査又は完成後報告の後になる場合があります



「やまがた健康住宅」の場合



■ 「設計認証申請」の提出後でなければ申込みません。



利用にあたっての留意点



◆ 住宅ローンに関する注意事項

- ◎住宅ローン契約を締結する前に、交付決定を受ける必要があります。
- ◎令和4年3月31日までに住宅ローン契約を締結する必要があります。
- ◎住宅ローン契約から30日以内に融資を受ける必要があります。
- ◎返済据え置き期間のある住宅ローンは対象外です。

◆ その他

- ① 辞退や取下げをした場合、同一年度内に再度申し込みできません。
- ② 工事着手後に申し込む場合は、中間検査を受けるまで、現場をお待ちいただく必要があります。
- ③ やまがた健康住宅型は「やまがた健康住宅」の設計認証申請を申込みまでに提出する必要があります。

(1) 令和3年度山形県住宅支援制度について

③ 中古住宅取得支援

- ・暮らそう山形！移住・定住促進事業（中古住宅取得支援）
- ・中古住宅診断補助事業

R3年度の見直し内容



令和2年度やまがた中古住宅利子補給

名称変更

令和3年度暮らそう山形！移住・定住促進事業 (中古住宅取得支援)

見直し1：世帯要件を**拡充**

見直し2：利子補給額最大**約50万円**のタイプを**20戸**(先着順)

見直し3：対象となる住宅ローンを10年以上**50年**以内に**拡充**

対象者



以下の4項目すべてを満たす方が対象

- ①県内に自ら居住するために中古住宅を購入する方で、
所得が1200万円以下の方
(利子補給の申込みは1住宅につき1人、1ローン契約に限る。)
- ②返済が確実にできる方
(融資は各金融機関の基準により決定される。)
- ③令和4年3月31日までに住宅ローンの契約ができる方
- ④下表いずれかの世帯要件を満たす方

移住世帯	平成28年4月1日以降に山形県内に移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申込日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯	平成15年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 (出産予定含む)

支援対象住宅と利子補給額



住宅の要件

- ・ 令和3年4月1日以降に購入する中古住宅
- ・ 竣工後2年超の住宅又は居住実績がある住宅
- ・ 既存住宅売買瑕疵保険に加入又は住宅瑕疵担保責任保険の保険期間中である住宅

(転売特約等により利子補給を受けようとする者が購入した以降も保証を受けることができるものに限る)

支援金額及び募集戸数

- ・ 利子補給金額：最大**約50万円**（上限 **5万円**／年×10年）
- ・ 利子補給対象額上限：**1500万円**
- ・ 利子補給率：**0.4%**
- ・ 募集戸数：**20戸**

募集期間等



募集期間（予定）
令和3年4月2日(金)～令和4年2月28日(月)
【先着順】

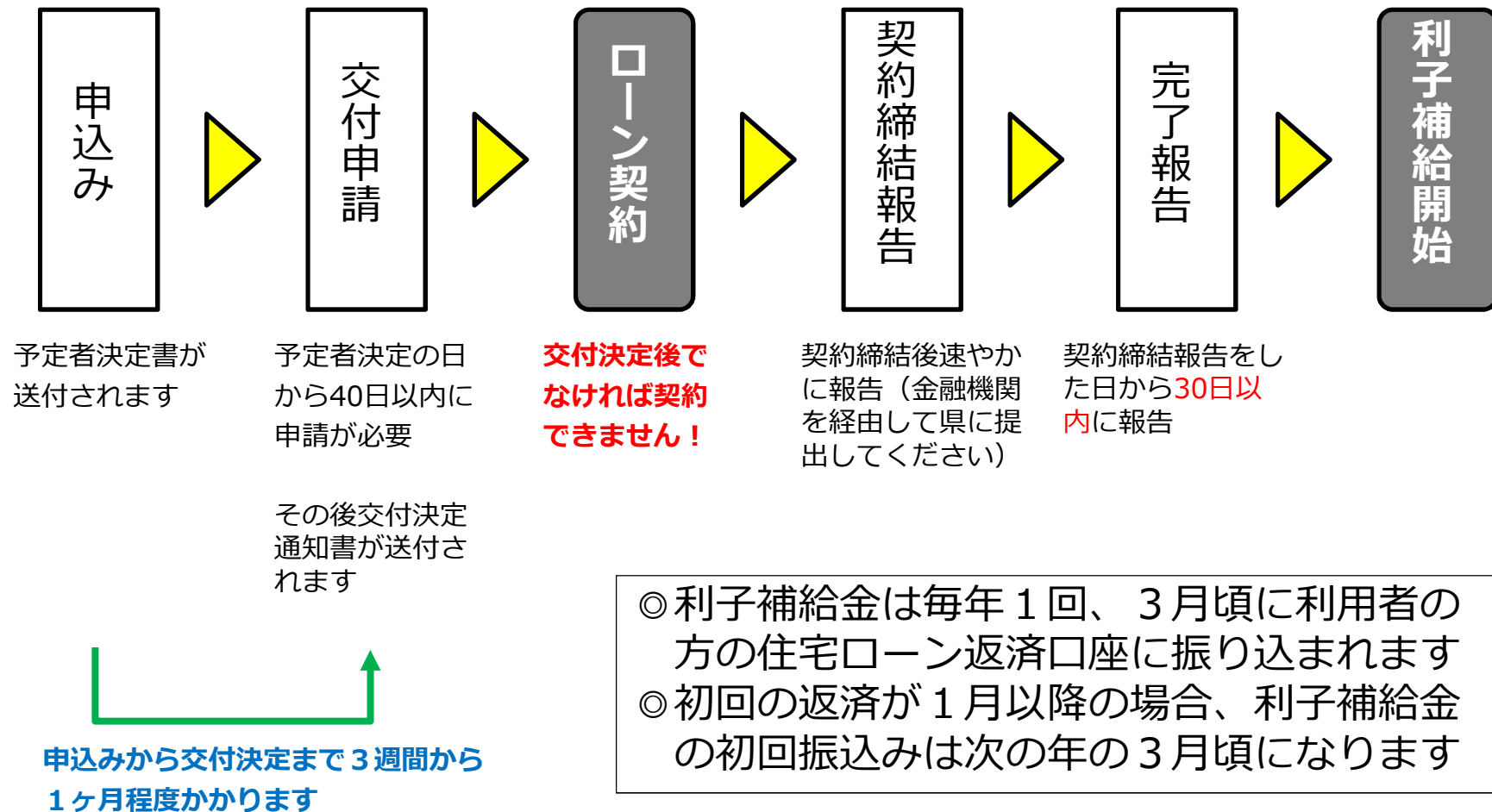
※募集期間が満了する前の申込数が募集戸数に達した場合は募集を終了

申込窓口

購入する住宅の所在地を所管する総合支庁（本庁舎）建築課

村山総合支庁建設部建築課	山形市鉄砲町2-19-68
最上総合支庁建設部建築課	新庄市金沢字大道上2034
置賜総合支庁建設部建築課	米沢市金池7-1-50
庄内総合支庁建設部建築課	三川町大字横山字袖東19-1

手続きの流れ



利用にあたっての留意点



◆ 住宅ローンに関する注意事項

- ◎ 住宅ローン契約をする前に、交付決定を受ける必要があります。
- ◎ 令和4年3月31日までに住宅ローン契約締結が必要です。
- ◎ 住宅ローン契約から30日以内に融資を受ける必要があります。
- ◎ 返済据え置き期間のある住宅ローンは対象外です。

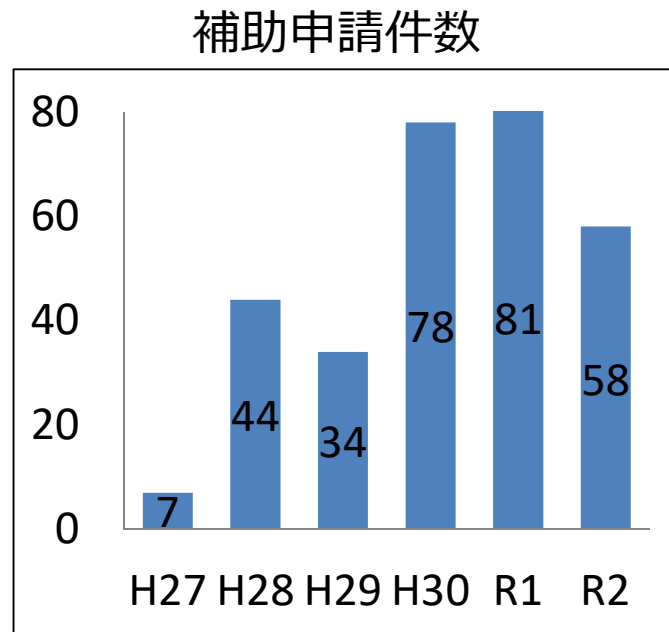
◆ その他

- ◎ 辞退や取下げをした場合、年度内に再度申し込みできません。

補助制度について



■ 制度拡充の経過



○H28～

- ・ 売主に限り業者による申請も対象
- ・ 売買が成立しない場合も対象
- ・ 「既存住宅売買瑕疵保険」加入調査も対象
- ・ 公社分譲宅地の上乗せ補助（補助額2倍）
- ・ 手続きを簡略化（調査後に補助申請）

○H30～

- ・ 県外業者が売主の場合も対象
- ・ 取引時の情報提供義務化（宅建業法改正）

○H31～

- ・ 東根市の上乗せ補助（補助額1.5倍）

補助制度の概要



1. **補助申請者** 県内にある中古住宅の売主又は買主（買主は個人に限る、県外業者も可）

2. **補助対象調査** 国土交通省「既存住宅状況調査方法基準」に沿った既存住宅状況調査
若しくは、「既存住宅売買瑕疵保険」に加入するための調査

※令和2年4月1日以降に行ったものであること

※通常の範囲を超えるオプション検査は対象外（足場を設置しての屋根の検査など）

3. **調査者** 国土交通省の登録を受けた「既存住宅状況調査技術者講習」を修了した建築士

※建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に所属している必要があります。

※「既存住宅売買瑕疵保険」に加入するための調査の場合、住宅瑕疵担保責任保険法人が調査者となります。

4. **補助金の額** 調査費用の **1 / 2**（上限**3万円**）

以下の場合補助額が増額

①東根市内：**3 / 4**（上限**4.5万円**）

②公社※分譲団地：**全額**（上限**6万円**）

※山形県すまい・まちづくり公社（正式名称：山形県住宅供給公社）



■調査の様子（目視や器具等により非破壊の検査を行います）

5. **予定戸数** 約**90戸**

6. **申込期間** 令和3年4月1日（木）～令和4年3月4日（金）（予算に達した場合は終了）

補助金額



■ 補助金額の上乗せ

通常 補助額： **1 / 2** (最大3万円)

上乗せ① 東根市内に存する中古住宅

補助額： **3 / 4** (最大4.5万円)

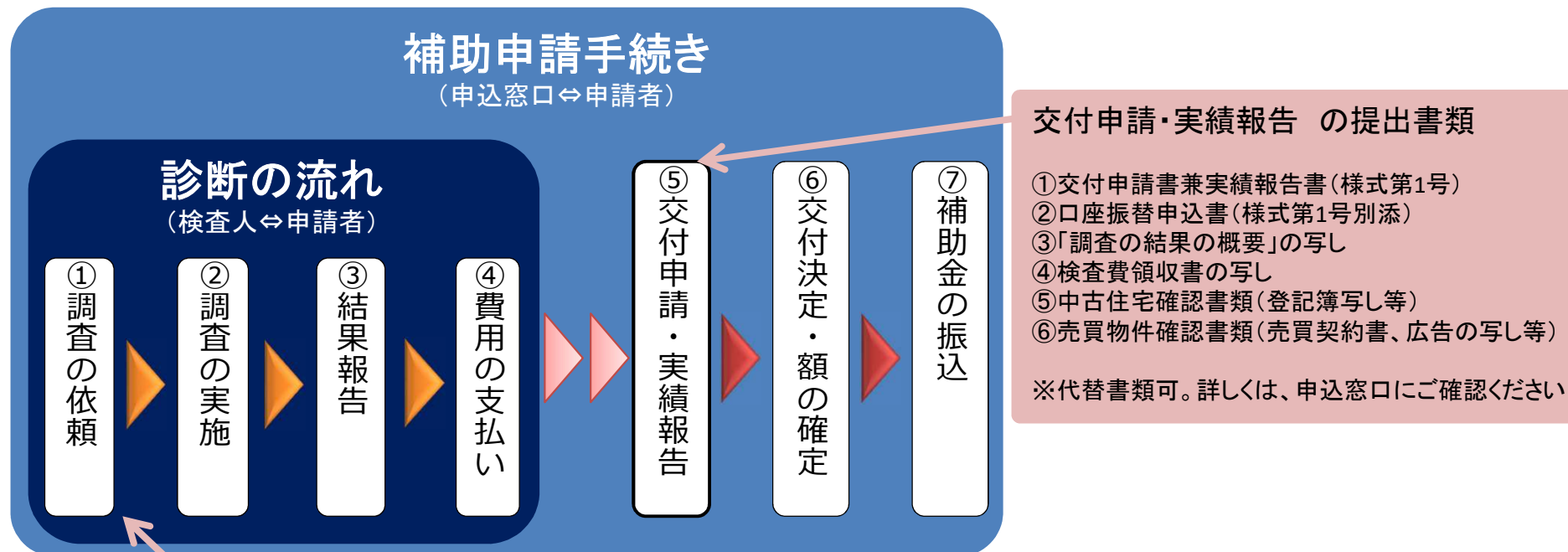
上乗せ② 山形県すまい・まちづくり公社の分譲団地にある中古住宅

補助額： **全 額** (最大6万円)

県内には約**7,000**
の分譲地があります

※分譲宅地の確認は
すまい・まちづくり公社へ
Tel : 023-631-2230

補助の流れ・申込み先



調査の依頼は直接調査者へ。(ホームページで有資格者を検索できます)
売主・買主と宅建業者との媒介契約時に、あっせんの可否が示され、可の場合は検査人が紹介されます。

問合せ先
申込窓口

公益社団法人 山形県宅地建物取引業協会

〒990-0023 山形市松波1-10-1 Tel.023-623-7502

公益社団法人 全日本不動産協会山形県本部

〒990-0023 山形市松波4-1-15 Tel.023-642-6658

県の担当

山形県県土整備部建築住宅課 企画担当

Tel.023-630-2433



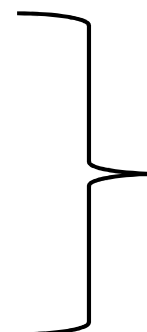
詳しくはタテッカーナで！

補助金額



■ 補助制度の併用

中古住宅診断補助（最大6万円）
リフォーム補助（最大30万円）
中古住宅利子補給（最大50万円）
+ 他自治体（市町村など）の補助制度



条件によっては、
80万円以上
の補助を受けられます

※詳しくは窓口へお問合せください

(1) 令和3年度の住宅支援制度について

④ 持ち家リフォーム支援

R3年度の制度概要



見直しの内容

- (1) 目的別に2つの事業に分離
- (2) 補助タイプと補助率・補助金額を3つにまとめ、わかりやすく
- (3) 世帯の要件を他の事業と統一
- (4) 要件工事に新・生活様式対応工事を追加、三世代を削除
- (5) **補助対象工事の竣工を令和4年2月28日までに短縮**

【R2年度】山形県住宅リフォーム総合支援事業

世帯要件		一般リフォームタイプ [°]	県産木材多用タイプ [°]	空き家活用タイプ [°]
一般	なし	10%・上限12万円	10%・上限30万円	
世帯	三世代・近居 ・新婚・多子	20%・上限30万円	20%・上限40万円	
移住世帯	なし	20%・上限30万円	20%・上限40万円	
	新婚・多子	30%・上限40万円	30%・上限50万円	

【R3年度】

やまがたの家需要創出事業 (一般リフォーム支援分)
1/5・上限24万円 (県上限12万+市町村12万円)
暮らそう山形！移住・定住促進事業 (持ち家リフォーム支援分)
1/3・上限30万円 (県上限15万+市町村15万円) 移住・新婚・子育て世帯限定

※事業名や補助率・補助金額は市町村によって異なります。

R3年度の制度概要



世帯要件 (暮らそう山形！移住・定住促進事業のみ)

移住世帯	平成28年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯	平成15年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定含む)

対象工事 下表のいずれか一つ以上を含み基準点が10点以上となる工事

要件工事	概要
新・生活様式対応	宅配ボックス・モニター付きインターホン設置、手洗い器設置、タッチレス水栓器具設置、通風式玄関ドア・開口部設置、自動開閉式便座交換、テレワーク等を行うワークスペース設置など
減災・部分補強	既存部分の壁を補強、屋根等の軽量化、防災ベッド等の設置など
寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)	開口部に二重建具・複層ガラス等設置、外壁・天井・床等に断熱材仕様、浴室等に暖房機器設置など
バリアフリー化	居室や移動経路の段差解消、手すり設置、便器を座便式のものに交換、開戸を引戸に交換など
克雪化	雪止め設置、雪割板設置、融雪設備設置など
県産木材使用	0.4m ³ 以上の県産木材を使用

R3年度の制度概要



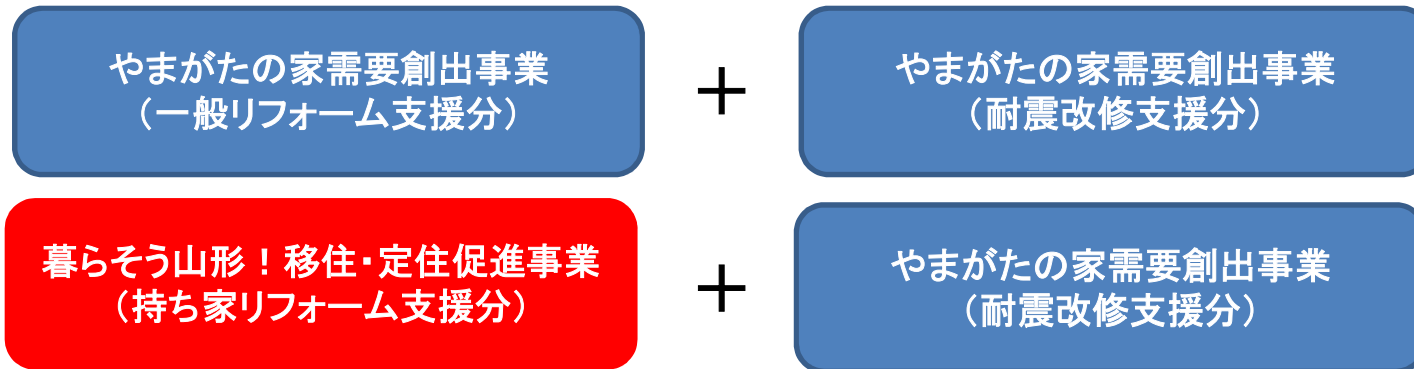
耐震改修支援(やまがたの家需要創出事業)の対象工事・補助金額

世帯要件	工事要件
(なし)	住宅の耐震診断の結果に基づき、市町村が定める評点以上の耐震性能を確保する工事 (あらかじめ耐震診断を受ける必要があります。)
補助内容	耐震改修工事に要する費用の 1/2・上限80万円 (県上限40万円+市町村40万円) ※補助率・補助金額は市町村によって異なります。

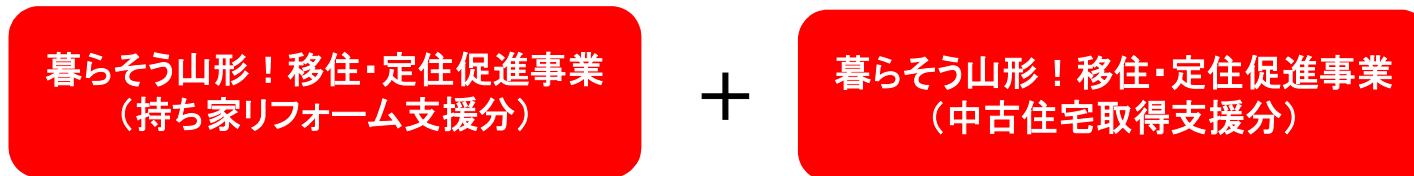
補助金の併用について



◆県補助金は次の組合わせで利用することができます



上記2つは、それぞれの対象となる工事を分けることで併用が可能です。



◆国の補助金との併用は、原則できません

対象となる工事が明確に分けられていれば可能です。

申請窓口等について



- ◆本日の内容は、**県補助金に関するもの**に限って説明しています。
- ◆市町村により、**募集期間、補助率・補助金額が異なったり、交付の要件を追加する場合があります。**
- ◆**県補助金の申請及び問合せ窓口は各市町村となりますので、ご注意ください。**

(1) 令和3年度山形県住宅支援制度について

⑤ 賃貸住宅リフォーム支援

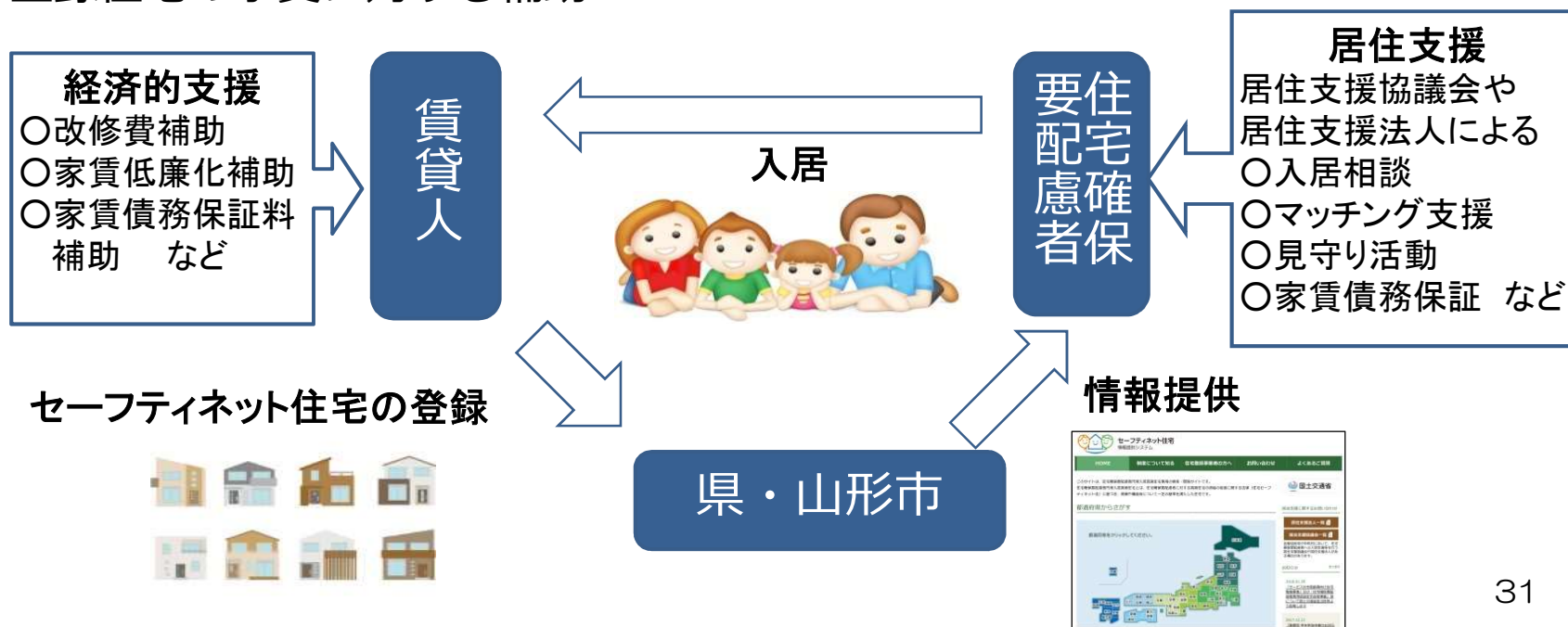
住宅セーフティネット制度とは



低所得者やひとり親世帯を含む子育て世帯などの「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない**賃貸住宅**として登録した住宅（＝セーフティネット住宅）について、ホームページでのPRや改修費補助・家賃補助などの支援を行う制度です。

■住宅セーフティネット制度 4つの柱

- 一定の基準を満たす住宅（アパート等を含む）を県・山形市に登録
- 専用ホームページにおける登録住宅の情報提供、PR
- 登録住宅の改修に対する補助
- 登録住宅の家賃に対する補助



住宅確保要配慮者とは



住宅の確保に特に配慮・支援が必要として、法令や県計画で定められた次に該当する方々。登録住宅で受け入れ可能とする住宅確保要配慮者は、賃貸人が選択できます。

■法令で定める者(全15区分)

- ①低額所得者(月収15万8千円以下) ②高齢者
- ③子育て世帯(高校生相当以下の養育者(ひとり親を含む))
- ④被災者(発災後3年) ⑤障がい者(身体・精神・知的)
- ⑥犯罪被害者 ⑦DV被害者 ⑧中国残留邦人
- ⑨生活困窮者 ⑩外国人 ⑪ハンセン病療養所入所者
- ⑫北朝鮮拉致被害者 ⑬児童虐待を受けた者
- ⑭更正保護対象者 ⑮東日本大震災被災者

■県賃貸住宅供給促進計画で定める者(全9区分)

- ①新婚世帯(配偶者を得て5年以内) ②若者(40歳未満)
- ③転入者 ④海外引揚者 ⑤原子爆弾被爆者
- ⑥戦傷病者 ⑦LGBT ⑧児童養護施設退所者
- ⑨住宅確保要配慮者の生活支援を行う者
(保育士・介護士等)

学生を含む

別添 5
入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲等

住戸番号 (共同住宅の場合)		
○入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲		
	住宅確保要配慮者	入居を受け入れる者の範囲、条件
法令において定められた者	<input type="checkbox"/> 低額所得者(生活保護受給者を除く)	
	<input type="checkbox"/> 低額所得者(生活保護受給者)	<input type="checkbox"/> 住宅扶助費の代理納付が実施される場合に限る
	<input type="checkbox"/> 被災者(災害から3年以内)	
	<input type="checkbox"/> 高齢者	高齢者の年齢:()歳以上
	<input type="checkbox"/> 身体障害者	
	<input type="checkbox"/> 知的障害者	
	<input type="checkbox"/> 精神障害者(発達障害者を含む。)	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の障害者	
	<input type="checkbox"/> 子育てをする者(ひとり親を除く)	最年長の子どもの年齢:()以下 最年少の子どもの年齢:()以上
	<input type="checkbox"/> 子育てをする者(ひとり親)	最年長の子どもの年齢:()以下 最年少の子どもの年齢:()以上
	<input type="checkbox"/> 外国人	
	<input type="checkbox"/> 中国残留邦人等	
	<input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者	
	<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等	
	<input type="checkbox"/> DV被害者	
<input type="checkbox"/> 帰国被害者等		
<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等		
<input type="checkbox"/> 保護観察対象者等		
<input type="checkbox"/> 生活困窮者		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が指定する災害の被災者		
都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者	<input type="checkbox"/> 若者	
	<input type="checkbox"/> 海外からの引揚者	
	<input type="checkbox"/> 新婚世帯	
	<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者	
	<input type="checkbox"/> 戦傷病者	
	<input type="checkbox"/> 児童養護施設退所者	
	<input type="checkbox"/> LGBT	
	<input type="checkbox"/> UIJターンによる転入者	
	<input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者の生活支援を行う者	

登録できる住宅の主な基準



■一般住宅(アパート等を含む)の場合

- 耐震性を有すること※ (S 5 6 . 6 . 1 以降着工など)
- 専用部分の床面積が 2 5 m²以上 (台所、浴室等が共用の場合は 1 8 m²以上)
- 台所、トイレ、浴室 (シャワー室)、収納設備があること (共用も可)
- 消防法や建築基準法などに違反しないこと
- 家賃が近隣の同種の住宅の家賃以下であること など

■共同居住型住宅(シェアハウス)の場合

- 耐震性を有すること※ (S 5 6 . 6 . 1 以降着工など)
- 専用部分の床面積が 9 m²以上
- 住宅全体の床面積が 1 5 m²×入居定員 + 1 0 m²以上
- 共用部分に居間、食堂、台所、洗面、トイレ、浴室があること
- 消防法や建築基準法などに違反しないこと
- 家賃が近隣の同種の住宅の家賃以下であること など

アパートや貸家だけでなく、空き家を賃貸する場合や、貸ビルから用途転換したシェアハウスなどの登録が考えられます。

※耐震性がない場合は、耐震改修工事が必要です。(補助金を受けられる場合があります)

登録手続きとホームページ掲載



■登録の流れ

①県ホームページの確認
登録基準や添付書類等について山形県ホームページで確認してください

②アカウント登録
下記の専用ホームページで賃貸人としてのアカウントを登録してください

③登録申請書作成
専用ホームページで必要事項を入力すると、電子的な申請書が作成されます

④登録申請書等の提出
耐震性のある住宅については、入力内容をオンラインで送信すればOK
面倒な郵送等は不要です

○窓口申請:持参の場合は住宅所在地所管の総合支庁建築課

郵送の場合は県土整備部建築住宅課

○提出部数:申請書、添付書類とも各2部（持参・郵送の場合）

○県ホームページ:<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180025/anshinkyoku/>

登録料は無料です！

山形県 セーフティネット住宅 で検索

■専用ホームページでのPR

登録した住宅は、国土交通省が管理する専用ホームページに掲載され、全国の方が閲覧できます。

○セーフティネット住宅情報提供システム

<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

セーフティネット住宅 で検索



登録申請時の必要書類



H30年7月10日以降

- ① 申請書
専用ホームページから必要事項を入力すると自動作成される
- ② 間取り図
畳数などの広さ、トイレ・浴室・台所・収納の存在が確認できるもの
- ③ 暴力団員等でない旨の誓約書
- ④ 検査済証
S57.5月以前竣工の1～3階建住宅等の場合
- ⑤ 耐震診断報告書等
S56.5.31以前に着工した住宅等

S56年6月以降着工の建物なら・・・
書類はたったの3点！
面倒な郵送も不要！

【間取り図の例】



※①～③は必須。④、⑤は、S56年5月以前着工の場合などに必要。

改修費補助金の概要



	国直接補助	←併用不可→ 県・市町村による補助
補助対象者	住宅確保要配慮者専用住宅の改修を行う者（賃貸人など）	
補助対象工事	①バリアフリー改修工事（外構部も補助対象） ②シェアハウスへの用途変更工事 ③耐震改修工事 ④間取り変更 ⑤子育て対応工事（キッチン対面化、防音工事など） ⑥防火・消火対策工事（スプリンクラー設置など） ⑦新生活支援様式対応工事 ⑧居住支援協議会が認める工事（断熱化・ヒートショック対策工事等） ⑨居住のため最低限必要を認められた工事	
補助率	補助対象工事費の1 / 3	補助対象工事費の2 / 3
補助限度額	⑦,⑧,⑨のみの場合 50万円 / 戸 ①～⑥を含む場合 115万円 / 戸	⑦,⑧,⑨のみの場合 100万円 / 戸 ①～⑥を含む場合 200万円 / 戸
入居対象者	住宅確保要配慮者 (収入制限無し)	○新婚世帯、子育て世帯、若者単身世帯、 移住者世帯(月収38.7万円以下) ○低額所得者(月収15.8万円以下)
住宅の位置	制限無し	市町村が指定する地域にあること
家賃	公営住宅に準じた家賃以下 (山形市の場合：44,100円以下)	近傍同種住宅の家賃以下
その他	住宅確保要配慮者専用住宅として10年以上賃貸すること	

- 県・市町村による補助は、補助制度がある市町村でしか利用できません。(令和3年度は山形市・鶴岡市・寒河江市・南陽市・舟形町・白鷹町で制度あり。)
- アパート10部屋で断熱化すると、補助金は最大で10部屋×100万円=1,000万円。空き家を5部屋のシェアハウスに改修すると補助金は最大で5部屋×200万円=1,000万円(いずれも県・市町村による補助の場合)

家賃低廉化補助金の概要



登録住宅に低額所得者が入居し、当該入居者から受け取る家賃を減額する賃貸人に対して市町村が減額前家賃との差額を補助する。

	市町村による補助
補助対象者	住宅確保要配慮者専用住宅の家賃低廉化を行う者（登録住宅の賃貸人等）
入居対象者	低額所得者（月収15.8万円以下。生活保護を除く）
補助率	市町村によって異なる
補助限度額	市町村によって異なる（最大で月4万円／戸（年48万円／戸））
補助金交付期間	最長20年（補助金総額が480万円以内）
減額前家賃	近傍同種の住宅の家賃以下
その他	①入居者を公募すること（ホームページ掲載や不動産店での掲示で可） ②抽選その他公正な方法で入居者を選考すること（先着順でも可） ③家賃×3月を超えない敷金以外の金品（礼金等）を受領しないこと など

➤ 家賃低廉化補助は、補助制度がある市町村でしか利用できません。（令和2年度は、山形市・鶴岡市・南陽市・大石田町・白鷹町で補助制度あり。）

本日の説明内容のまとめ



	住宅の登録	改修費補助 (国)	改修費補助 (県+市町村)	家賃低廉化補助
入居対象者	高齢者、障がい者等、 法令等に定める 24区分の要配慮者 ※要配慮者以外の入居も可 ※受け入れる要配慮者の 属性は選択可	高齢者、障がい者等、 法令等に定める 24区分の要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯 (婚姻5年以内) ・子育て世帯 (高校生以下) ・若者単身者 (学生含40歳未満) ・移住者世帯 (県外からの転入) ・低額所得者 	低額所得者
入居者の収入	制限なし	制限なし	政令月収 38.7万円以下 (低所得者は15.8万円以下)	政令月収 15.8万円以下
要配慮者 専用住宅	適用なし	10年間要配慮者専用	10年間要配慮者専用 (入居対象者欄の5区分)	要配慮者専用 (入居決定後変更登録)
家賃水準	近傍同種の住宅の家賃以下			
入居者の公募 ・公正な選考	不要	不要	不要	必要
敷金以外の 受領(礼金等)	可	可	可	不可

※ 政令月収 = (世帯所得 - 同居人数 × 38万円) ÷ 12か月 (高齢者・障がい者等の有無により計算方法が異なります。)

(2) 住宅関連施策について

① やまがた健康住宅認証制度

制度目的と概要



■目的

○ヒートショックによる事故や各種疾患の防止

※ヒートショックによる死者数は県内で年間200名以上と推測されており、
交通事故死4倍以上

※断熱性能が向上すると各種疾患状態が改善される調査結果あり

○住宅における冷暖房負荷を更に低減



■概要

□やまがた健康住宅の定義

○最も寒い時期の就寝前に暖房を切って、翌朝暖房を付ける前でも室温が10℃を下回らない**断熱性能**と**気密性能**を有する住宅

□認証制度の対象住宅

○「新築住宅」および「全体改修を行う既存住宅」



□その他

○「新築住宅支援」や「持ち家住宅リフォーム支援」の活用が可能
(ただし、利用する際の条件に要注意！)

やまがた健康住宅認証基準



■ 共通基準（新築、全体断熱改修）

- ・断熱性能、気密性能

等級	外皮平均熱貫流率（UA値）			相当隙間面積※ （C値）
	3地域	4地域	5地域	
I（☆☆☆）	0.24W/m ² K以下	0.28W/m ² K以下	0.28W/m ² K以下	2cm ³ /m ² 以下 [推奨1cm ³ /m ² 以下]
II（☆☆）	0.28W/m ² K以下	0.34W/m ² K以下	0.34W/m ² K以下	
III（☆）	0.38W/m ² K以下	0.46W/m ² K以下	0.48W/m ² K以下	
[参考]国の定める断熱性能	0.56W/m ² K以下	0.75W/m ² K以下	0.87W/m ² K以下	—（基準なし）

※気密性能試験は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が認定した気密測定技能者が試験を実施

- ・夏季の防暑計画（カーテン等室内から操作できる付属部材の設置等）
- ・防露性能の確保（結露発生防止措置）
- ・設計者又は施工者は、「住宅省エネルギー技術講習会」修了者であること

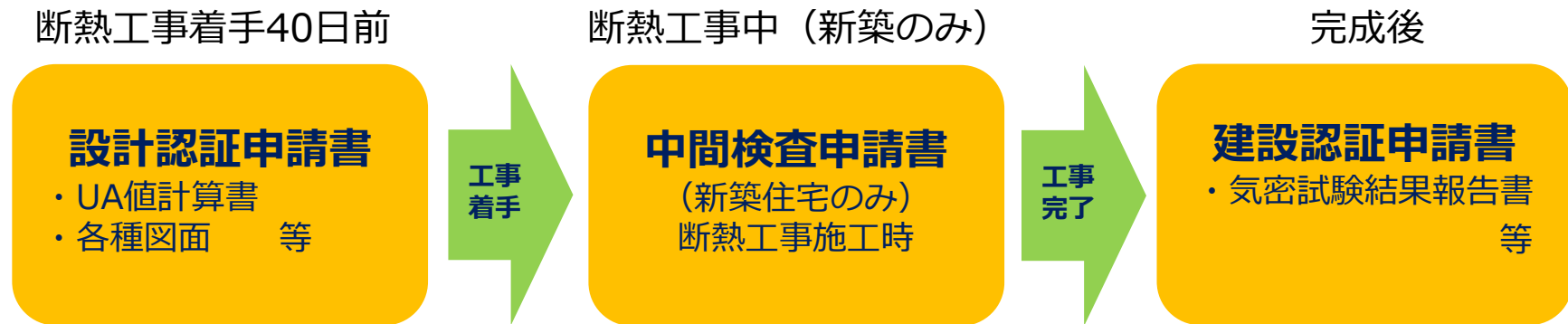
■ その他の要件

- ・施工者は県内に本店を有する事業者であること。

認証手続き



■ 申請区分：設計認証申請・中間検査申請・建設認証申請の3区分



* 断熱工事着手10日前まで申請

それぞれの審査に合格すると、以下の書類が交付されます

設計適合証

検査済証

認定証

■ 申請窓口：住宅所在地を所管する総合支庁建設部建築課

■ 申請部数：設計認証申請書及び建設認証申請書は2部（正本・副本）
中間検査申請書は1部

■ 審査期間：7～10日程度

★ 書類や様式のURL

山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」

<http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/support/kenkou/cert-procedure.html>

支援メニュー



■新築住宅支援

○やまがた健康住宅型

やまがた健康住宅の認証を受けた新築住宅が対象

※新築住宅支援の申込前に、「やまがた健康住宅」設計認証申請の提出が必要です。

■持ち家リフォーム支援

○寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）

（全体改修）

・やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事 10点／工事

（部分改修等）

・二重サッシや断熱性能の高いサッシ設置工事 5点／箇所

・熱交換換気システムを設置する工事 4点／箇所

・外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事 2点／m²

・浴室、脱衣室、トイレ等に設備工事を伴う暖房機器を設置する工事 10点／箇所

省エネ法改正に関する調査



令和3年4月1日から省エネ法改正により、住宅の省エネ性能に関して建築士から建築主への説明が義務付けられます。

準備状況を把握するため、電話にて聞き取り調査を行います。

ご協力をお願いします。

(2) 住宅関連施策について

④ その他

令和3年度山形県県産認証材「やまがたの木」 普及・利用促進事業のご案内

山形県内に自ら居住・運営するため、県産木材を使用して施設を新築する方に対して、補助金を交付します。

1 補助の方法

一般住宅：新築住宅の施主に補助金 **20万円** を交付します。

民間施設：新築民間施設の施主に県産木材の使用量に応じて **最大40万円** を交付します。
(一般住宅、民間施設ともに申請要件を満たす必要があります)

2 受付期間

令和3年4月上旬から

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※ 受付は**先着順**となりますので、申請前に申請窓口へご確認ください。

(一般住宅：100棟/民間施設：約10棟分)

民間施設が
県産木材の使用量に
応じた補助に
変更になりました!

3 申請要件

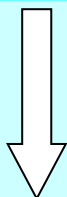
県産木材^{※1}を**基準値以上**^{※2}使用した新築住宅及び新築民間施設

※1 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材(集成材、合板等を含む)をいう。

※2 基準値(m³)は、延べ床面積(m²)×0.1(m³/m²)で算出された数量。

4 申請方法

1 補助金の交付申請



【いつまで】工事着工後から屋根工事が完了する10日前までに

《提出書類》

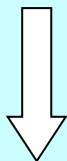
- ①補助金交付申請書
- ②建設工事請負契約書の写し
- ③建築物の位置図、配置図及び平面図等
- ④口座振替申込書(通帳の写しを添付)
- ⑤案内図
- ⑥本申請時点の建設工事現場のカラー写真
- ⑦「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度の「販売管理票」
- ⑧県産木材使用量を確認できる書類

2 現場確認



- ①申請受付日以降に、現場確認が行われます。
- ②確認・審査のうえ、「補助金の交付決定通知」が送付されます。

3 実績報告書



【いつまで】木工事完了後

《提出書類》

- ①実績報告書
- ②木工事完了写真
- ③県産木材使用証明書類(現場確認の時点で未確定の場合)
※申請書の印鑑は、補助金の交付申請時と同じものを使用すること

4 補助金の交付

審査のうえ、「補助金交付額決定通知書」が送付され、後日、補助金が交付されます。

5 その他

一般住宅は、やまがたの家需要創出事業(住宅新築支援分)との併用はできません。

詳細、様式については『令和3年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱』をご確認ください。

6 お問合せ・申請先

お近くの県総合支庁森林整備課へ

村山総合支庁森林整備課	電話 023-621-8191	〒990-2492	山形市鉄砲町 2-19-68
最上総合支庁森林整備課	電話 0233-29-1351	〒996-0002	新庄市金沢字大道上 2034
置賜総合支庁森林整備課	電話 0238-26-6063	〒992-0012	米沢市金池 7-1-50
庄内総合支庁森林整備課	電話 0235-66-5527	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

令和3年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金

正式な取扱いについては、令和3年4月以降に補助要綱等でお知らせします。

1 目的

県では、家庭や事業所における再生可能エネルギー等設備の導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー等設備を設置する個人や事業者
に助成を行います。

2 補助対象設備の要件等

区分		設備要件	設置対象	補助率 (上限額)	備考
蓄電池設備		太陽光 発電設備 同時導入	住宅用 事業所用	6万円/kWh (30万円又は 補助対象経費 の1/3のい ずれか低い額)	・メールによる申込を廃止 ・事業完了日から30日以内に書面で申請兼実績報告 ・国内メーカー製品であること
		太陽光 発電設備 既設		6万円/kWh (10万円又は 補助対象経費 の1/3のい ずれか低い額)	【新規メニュー】 ・申請に基づく交付決定後に蓄電池設置工事に着工 ・国内メーカー製品であること
木質 バイオマス 燃焼機器	ストーブ	補助対象 経費 20万円超	住宅用 事業所用 農業施設用	1/2 (10万円)	・薪を燃料とする機器にあつては、承認機構の承認を受けている又は同等の水準であること
	ボイラー			1/2 (50万円)	
太陽熱利用装置		集熱面積 2㎡以上	住宅用	1/10 (5万円)	
地中熱 利用装置	空調装置	COP3.0以上		1/3 (50万円)	
	融雪装置	COP3.0以上 又は 同等の水準		1/3 (30万円)	
V2H設備		太陽光発電 設備が新設 又は既設		1/3 (25万円)	【新規メニュー】

3 申請の受付等について

(1) 受付期間 交付要綱施行から令和4年2月末日まで ※予算額に達し次第終了

(2) 受付窓口 委託先選定中

(参考) 令和2年度の受付窓口 NPO法人環境ネットやまがた(山形市)

4 県の担当課

環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 エリア供給担当 (電話 023-630-3309)

くみ取り、単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換に対する 補助金があります。



河川などの汚れの主な原因は **生活排水**



河川、湖沼、海の汚れの原因は、かつては工場などの事業活動に伴う排水が主なものでしたが、法律で規制が強化されたことで工場等からの排水の汚れが少なくなり、代わって家庭から未処理のまま流される生活排水の汚れが主な原因となっています。

生活排水の汚れから河川を守るためには、下水道や合併処理浄化槽などで生活排水の汚れを分解、処理し、きれいに浄化してから流す必要があります。

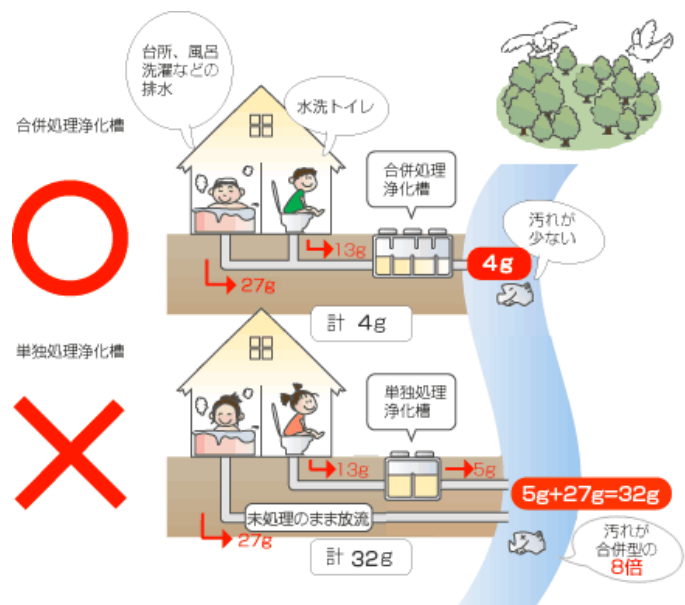
単独処理浄化槽の汚れは 合併処理浄化槽の**約 8 倍**



浄化槽には、トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、トイレの汚水のほかに台所、風呂、洗濯などの排水（＝生活雑排水）も合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類があり、合併処理浄化槽は単独処理浄化槽に比べて、約 8 倍の汚水処理能力があります。

河川などの水環境を良くするためには、生活雑排水が未処理のまま流れる単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していく必要があります。

なお、合併処理浄化槽でも適正な維持管理が行われていなければ、生活排水がきれいにされないまま流れ出てしまいますので、保守点検等を必ず行ってください。



(イラスト提供：環境省)

県では、家庭からの排水(トイレの汚水、台所、風呂、洗濯などの排水等)を全てきれいにできる合併処理浄化槽への転換を進めるため、浄化槽設置にかかる費用の一部を**助成**しています。 ⇒詳しくは裏面にて



山形県

環境エネルギー部 水大気環境課
山形市松波二丁目 8-1 TEL:023-630-2338

補助内容

住宅等の**リフォーム**※¹により、トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽又は汲み取りトイレを**廃止し、新たに合併処理浄化槽を設置する**場合に助成します。

個人設置型(個人で浄化槽を設置する方)

⇒ 個人負担額の

約1/3を補助※²
(補助の加算がある場合は1/2)

【県補助金額※²】(補助の加算がある場合)

市町村の補助金に加え

5人槽の場合 : 最大21万円

6人槽以上の場合: 最大26万5千円

イメージ図(県の加算補助がある場合)



たとえば…

※加算…市町村によって補助の加算がある場合

5人槽の場合、**工事費90万円の負担が28万円になります!**

市町村の補助金41万円、さらに県補助金21万円(16万円(上限額)+5万円(加算上限額))が助成されるため、実際の負担額は28万円(90万円-41万円-21万円)になります。

市町村設置型(市町村に浄化槽を設置してもらう方)

⇒ 個人負担額の

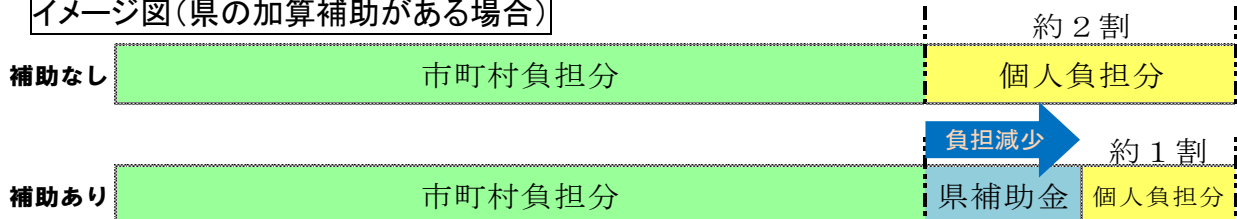
約1/2を補助※²

【県補助金額※²】

5人槽の場合 : 最大8万円

6人槽以上の場合: 最大10万円

イメージ図(県の加算補助がある場合)



たとえば…

5人槽の場合、**工事費90万円の負担が8万円になります!**

個人負担額(分担金: 市町村が設置者へ求める負担)は平均16万円程度ですが、県補助金8万円が助成されるため、実際の負担額は8万円(16万円-8万円)になります。

<ご注意ください>

※1 住宅等の新たな建築(新築や建替え等)は、県補助金の対象外となります。浄化槽本体の設置工事費(配管工事等は除く)が対象です。

※2 お住いの市町村によって補助金額が異なります。

補助制度のお問い合わせはお住まいの市町村(浄化槽担当)まで